

児童虐待進行管理モニター強化事業(紀州児童相談所管内)
業務委託仕様書

1 業務名

児童虐待進行管理モニター強化事業（以下「本事業」という。）に係る業務

2 業務の概要

受託者は、本事業に基づき尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町に居住する対象児童が在籍する保育所、幼稚園、学校等（以下「学校等」という。）を訪問し、児童や保護者の状況、家庭環境の変化等に関する情報収集等を行う。

3 業務の明細

(1) 本事業に従事する者（以下「従事者」という。）は、児童虐待相談の進行を管理する児童相談所長の指示に従い、対象児童が在籍する学校等へ訪問等し、児童等に関する聞き取り等を行う。（想定件数：1ヶ月につき20ケース）

なお、従事者は、本事業に従事するにあたり、三重県児童相談センターが交付する身分を証する証書（様式1以下「身分証」という。）を携帯するとともに、関係者から求められた場合は、必ず身分証を提示しなければならないものとする。

(2) 従事者は、(1)による聞き取りの後、児童虐待進行管理モニター強化事業報告書（様式5）（以下「報告書」という。）を作成するほか、児童相談所児童相談記録システムへのデータの入力作業を行う。

(3) 従事者は、当月分の活動状況について、翌月7日（令和6年3月分については令和6年3月31日）までに、児童虐待進行管理モニター強化事業実施結果（様式2）を作成し、上記(2)で作成した報告書と共に三重県児童相談センターに提出する。

4 従事者の資格等

従事者は、次の要件を満たす者とする。また、受託者は、本事業契約締結後、従事者の資格を満たすことを証明するため、児童虐待進行管理モニター強化事業従事者名簿（様式3）を三重県児童相談センターに速やかに提出すること。

なお、(2)の要件の詳細については、三重県児童相談センターと協議するものとする。

(1) 児童福祉法第13条に定める児童福祉司の任用資格を有する者

(2) (1)に準じる者

5 委託期間

契約の日から令和6年3月31日までの間

6 特記事項等

(1) 本業務に係る交通手段の確保及び交通費については、受託者が負担すること。

(2) 従事者は、身分証を紛失等した場合は、速やかに三重県児童相談センターへ届出

るほか、身分証明書再交付申請書（様式４）を提出し、身分証の再交付を受けること。

- (3) 従事者は、辞任その他の事由により身分証が不要になったときは、速やかに三重県児童相談センターに返却すること。
- (4) 受託者及び従事者は、個人情報収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、この業務目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (5) 受託者及び従事者は、業務上知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (6) 受託者及び従事者は、業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者及び従事者は、業務に従事するために委託者から引き渡された個人情報が記載された資料等を複写及び複製してはならないこと。
- (8) 受託者は従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (9) 委託者は必要があると認めるときは、受託者が業務執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (10) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (11) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利で、第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者及び従事者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (12) 本仕様書に記載されている業務については、本県に対して別途費用を請求することはできない。ただし、本県の仕様書変更要求による追加費用については別途協議を行うものとする。

(様式1)

(表)

第 号	
児童虐待進行管理モニター強化事業身分証明書	
写 真	氏名
	年 月 日生
	上記の者は、児童虐待進行管理モニター強化事業に従事する者である。
	期間 年 月 日から 年 月 日まで
	三重県児童相談センター所長 印

(裏)

注意事項
1 本証は、三重県が行う児童虐待進行管理モニター強化事業に従事するときは、常に携帯すること。
2 児童虐待進行管理モニター強化事業に従事する際、訪問先機関等の職員に対し、本証を提示すること。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 本証を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出ること。
5 辞任その他の事由により不要になったときは、直ちに返却すること。

(様式3)

児童虐待進行管理モニター強化事業従事者名簿

住居	
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
電話番号	
資格	
参考事項	

三重県児童相談センター所長 様

上記のとおり、児童虐待進行管理モニター強化事業に従事する者の名簿を提出します。

年 月 日

受託者

㊟

(様式4)

身分証明書再交付申請書

年 月 日

三重県児童相談センター所長 様

申請者 住所

氏名 ㊦

児童虐待進行管理モニター強化事業実施要領の規定により、次のとおり、身分証明書の再交付を申請します。

身分証明書の 番 号	第 号
氏 名	
生年月日	
期 間	
再交付を申請 する理由	
備 考	

※ 備考欄には、発行者が、再発行後の身分証明書番号等を記載する。

(様式5)

児童虐待進行管理モニター強化事業報告書

報告者氏名 ()

ふりがな 児童氏名		性別	男・女	ランク		
年 齢	年 月 日生 (歳 ヶ月)	学校学年	(年 組)			
訪問日時	年 月 日 : ~ :					
訪 問 先	(機関・施設名) (対応者・役職)					
児 童 の 状 況	①身長、体重					
		月	月	月	月	月
	体重	kg	kg	kg	kg	kg
	身長	cm	cm	cm	cm	cm
	②心的な状況 (攻撃的行動、不安の強さ、その他症状)					
	③食事等の状況 (摂取量、ガツガツ感の有無、空腹状態での登園校の有無)					
	④衣類等の状況 (清潔か、季節にあった衣類を着ているか、異臭はないか)					
	⑤身体の状況 (アザ等はないか、入浴、爪の手当等をされているか)					
	⑥対人関係の状況 (対親、対児童、対周囲の大人との関係の持ち方・変化)					
⑦出欠状況や登園・登校時刻の変化						
⑧その他 (気になる点、困っている点、医療機関の受診状況等)						

(様式 裏面)

家庭の 状況	①同居の家族構成				②同居家族の心的な状況（不安、うつ等の悪化等）	
	続柄	氏名	年齢	備考		
					③同居家族の病気・怪我の状況	
④経済状況（転職、失業など）						
⑤親子関係の状況（関係の持ち方、親の不安が子に与える影響など）						
⑥行事への参加状況						
⑦家庭訪問をした際の状況						
⑧その他（気になる点、他の親等からの情報・噂など）						
(所感)						
担当ケースワーカーとの協議	必要 不要	協議者		システム入力日	年 月 日	